

2016年10月11日

## スポーツ仲裁規則の改正について

現行	改正後
スポーツ仲裁規則第3条第2項	
<p>2 この規則において「競技者等」とは、スポーツ競技における選手、監督、コーチ、チームドクター、トレーナー、その他の競技支援要員及びそれらの者により構成されるチームをいう。チームは監督その他の代表者により代表されるものとする。競技団体の評議員、理事、職員その他のスポーツ競技の運営に携わる者を除く。</p>	<p>2 この規則において「競技者等」とは、スポーツ競技における選手、監督、コーチ、チームドクター、トレーナー、その他の競技支援要員及びそれらの者により構成されるチームをいう。チームは監督その他の代表者により代表されるものとする。競技団体の評議員、理事、職員その他のスポーツ競技の運営に携わる者を除く。</p> <p><u>2の2 前項にかかわらず、公益財団法人日本オリンピック委員会の国際総合競技大会派遣規程に基づき、公益財団法人日本オリンピック委員会が行った処分についての仲裁申立てに限り、前項の「競技者等」には、国際総合競技大会派遣規程第1条に定める選手、役員、チームリーダー、監督、コーチ、ドクター、トレーナー、技術スタッフ、総務等が含まれるものとする。</u></p>
スポーツ仲裁規則第21条の2	
(新設)	<p><u>(仲裁専門事務員)</u></p> <p><u>第21条の2 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁専門事務員を選任することができる。</u></p> <p><u>2 仲裁専門事務員は、記録の作成、事案に係る調査その他の必要な業務を行うものとする。その場合、仲裁専門事務員は、事案に関する書類及び証拠物を閲覧することができる。</u></p> <p><u>3 仲裁専門事務員は、審問期日において証人や当事者に発問すること、審理手続にお</u></p>

	<p><u>いて意見を述べること、及び、仲裁人の評議に加わることはできないものとする。また、本規則で定める仲裁人の権限に影響を及ぼしてはならない。</u></p> <p>4 <u>第 20 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 5 項第 23 条、第 24 条及び第 37 条第 3 項の規定は、仲裁専門事務員について準用する。</u></p> <p>5 <u>日本スポーツ仲裁機構が第 1 項の定めに基づき仲裁専門事務員を選任するときは、日本スポーツ仲裁機構が別に定めた運用指針に従って 1 名又は複数名を決定するものとする。</u></p> <p>6 <u>前項に基づき仲裁専門事務員を選任した場合、日本スポーツ仲裁機構は、遅滞なく、仲裁人、申立人及び被申立人にその旨通知する。</u></p> <p>7 <u>仲裁専門事務員に対する日当その他の費用の支給については、別に定めるところによる。</u></p>
附則	
(新設)	<p>附則 15</p> <p><u>この規則は、2016 年 10 月 11 日から施行する。ただし、第 21 条の 2 の規定は、2017 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>